

公益財団法人全日本柔道連盟 審判選考に関する規則

1. 総則

(1) 目的

本規則は、全国大会および国際大会へ派遣する審判長、審判委員および審判員を選考する手続きについて定める。

全日本柔道連盟（以下「全柔連」という）がこの規則を定める第一の目的は、高度な審判技術を有した審判員を公平かつ合理的に選考することである。

(2) 最終的な権限の所在

①主な競技会に派遣する審判長、審判委員、および審判員を選考する最終的な権限は全柔連にある。全柔連理事会は審判長、審判委員、および審判員の選考を審判委員会選考審査部会に委託している。

②審判委員会選考審査部会委員は、全ての選考において、主観的な見識に頼らず、客観的、具体的な事実に基づいた公平かつ合理的な選考に努める。

③審判委員会選考審査部会

審判委員会委員長を含む審判委員会選考審査部会委員は選考に1票を投じる権利を持つ。審判委員会委員長は選考が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されることを保証する責任を負う。

(3) 審判長、審判委員、及び審判員の選考条件

①全柔連主催大会における審判長は、原則として審判委員会委員長がその任に当たる。審判委員会委員長がその任に就けない場合は、審判委員会副委員長がその代行を務めることとする。更にその職務に欠が生じる場合は、審判委員会委員の中から、国際柔道連盟主催大会において審判員を経験したことがある国際審判員資格を有する者がその候補者となる。

②全柔連主催大会における審判委員は、原則審判委員会委員長副委員長会議（審判委員会執行部会（審判委員会委員長が必要と認めた若干名の審判委員会委員も含む）【以下、審判委員会執行部会と称する】）がその任に当たる。更にその職務に欠が生じる場合は、審判委員会並びに審判委員会選考部会委員がその候補者となる。また、候補者選考にあたっては、大会開催地区、組み合わせ、所属や出身学校などに偏りがないように考慮しなければならない。

③全柔連主催大会における審判員は、Sライセンス保持者、及びAライセンス保持者の中から審判委員会執行部会でその候補者を選考する。なお候補者選考に際しては以下の点に留意しなければならない。

（ア）審判員数は、大会によって異なるが男性6割、女性4割の性別割合を基準

とする。

(イ) 当該大会審判員候補者は、同所属、同出身学校からの選出割合については2割以下を目安とする。

(ウ) (ア) (イ) の条件が満たされた場合においても、同所属からの出場選手が多い大会などについては、当該試合の審判員の出身大学や所属が、選手と重なることがないように、その選考に際し更に吟味しなければならない。

(4) 審判長、審判委員、および審判員選考手順

① 審判委員会執行部会は審判長、審判委員および審判員候補者の原案を作成し、その候補者選定理由を明らかにした上で審判委員会選考審査部会に上程し、審議の上最終候補者を決定する。

② 決定には審判委員会選考審査部会において委員の三分の二以上が出席し、出席した委員が当該候補者を審判長、審判委員および審判員とすることにつき審議の上、その可否について賛否を問い、過半数の賛成を得なければならない。

③ 選考に際しては、以下の選考方法に示された条件を参考に実施する。また、各大会における審判員の技量については、審判委員会選考審査部会が審査する。

2. 各種大会選考方法

(1) 全日本選抜柔道体重別選手権大会

① 審判員数は、14名（女性6名以上）補欠を3名とする。

② 国際審判ライセンス所持者を優先する。

③ 年齢は60歳未満（大会当日）とする。

④ 同じ大学の出身者は3名以内とする。

(2) 全日本女子柔道選手権大会

① 審判員数は、15名（女性8名以上）補欠3名とする。

② 年齢は60歳未満（大会当日）とする。

③ 同じ大学の出身者は2名以内とする。

④ 各審判委員会選考審査部会委員は10名（女性6名以上）を推薦する。

⑤ 上位12名を投票によって選考し、3名は審判委員会選考審査部会で選考する。
連続選出の制限はしない。

⑥ 同年の全日本柔道選手権大会と重複しない。但し、Sライセンス審判員は除く。

⑦ 選考対象は現Sライセンス審判員、Sライセンス審判員候補者、国際審判ライセンス所持者とする

(3) 全日本柔道選手権大会

① 審判員数は15名（女性3名以上）補欠3名とする。

② 段位は男性六段以上、女性女子六段以上、年齢は60歳未満（大会当日）とする。

- ③同じ大学の出身者は2名以内とする。
- ④各審判委員会選考審査部会委員は10名（女性1名以上）を推薦する。
- ⑤上位12名を投票によって選考し、3名は審判委員会選考審査部会で選考する。
連続選出の制限はしない。
- ⑥同年の全日本女子選手権大会と重複しない。但し、Sライセンス審判員は除く。
- ⑦選考対象は現Sライセンス審判員、Sライセンス審判員候補者、国際審判ライセンス所持者とする。

（4）国民体育大会

- ①審判員数は、30名（女性6名以上）とする。
- ②国体開催県のAライセンス審判員は6名、及び開催県を除く開催県の所属する地区のAライセンス審判員（各県1名）とする。
※開催県でAライセンス審判員が定員に満たない場合は、審判委員会選考審査部会で選考し補充する（原則として、開催県の所属する地区より補充する）
- ③②を除き、現Sライセンス審判員、Sライセンス審判員候補者から選考する。
- ④開催県の所属する地区以外の9地区から最低1名ずつ選考する。
- ⑤年齢は60歳未満（大会当日）とする。
- ⑥同じ大学の出身者は3名以内とする。

（5）その他全国大会

- ①審判委員会執行部会は審判長、審判委員および審判員候補者の原案を経験年数や前年度の審査結果をもとに作成し、審判委員会選考審査部会が最終決定する。
- ②主管する地区柔道連盟（協会・連合会）や都道府県柔道連盟（協会）所属の審判員を考慮するものとする。
- ③全国高等学校柔道大会や全国中学校柔道大会などの全国大会審判員の一部は、審判委員会選考審査部会が選考するほか、主催する高体連・中体連等や主管する地区柔道連盟（協会・連合会）や都道府県柔道連盟（協会）が選考し、いずれも審判委員会選考審査部会の承認を得るものを必須とする。

（6）国際大会

- ①派遣審判員数は年間15名程度とする。
- ②選考対象は国際審判ライセンス所持者とする。
- ③国際審判ライセンス所持者の審判レベル向上のため若手審判員を中心に幅広く国際大会へ派遣する。

（7）国際審判ライセンス試験受験者

- ①受験者数は、IJF インターナショナル試験は1名、IJF コンチネンタル試験は2名（女性が含まれる場合はプラス1名）とする。
- ②受験資格は国際柔道連盟（IJF）の試験要領のとおりとする。

3. 選考の時期

選考の時期は大会期日を踏まえ、審判委員会選考審査部会が決定する。

4. 改廃

この規則の改廃は、審判委員会選考審査部会で審議し、会長が決定する。

5. 附則

この規則は、2020 年 10 月 8 日 から施行する。